

# 東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和2年度	事業年度	令和元年度
------	-------	------	-------

## 1 事務事業の概要

事務事業名	障害者総合支援法による障がい者福祉サービス		整理番号	1005-012		
前総合計画体系	政策	第2章 やさしく健やかな東みよし	担当部署	福祉課		
	基本施策	5 障害者支援の充実	所属長	住友 光弘		
	単位施策	(1) 障害者支援推進体制の充実	電話番号	82-6306		
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律					
事業実施方法区分	<input type="checkbox"/> 町直営	<input type="checkbox"/> 全部委託	<input checked="" type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 補助金等	
事業継続年数	事業開始年度	平成18年度	<input type="checkbox"/> 5年以内	<input type="checkbox"/> 6年～10年	<input checked="" type="checkbox"/> 11年～20年	<input type="checkbox"/> 21年以上

## 2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 具体的に誰(なに)を	身体、知的、精神障がい者、難病等対象者	対象者	障がい者・児
事務事業の目的 どのような状態にしたいのか	審査：サービスの種類や量などの決定は、障害支援区分認定を国基準にして、客観的かつ正確に行う。提供：共生社会を実現するため、地域で安心して暮らすことができるように福祉サービスを提供する。支払：障がい福祉サービスの支払、審査、請求、統計処理を一元化する。		
事務事業の内容 どのような方法・手段で 事務事業を行ったか	支給決定までの流れ 申請→認定調査・コンピューター判定→支援区分審査会※→受給者証交付→サービス利用→国保連合会を通じて審査支払い(※全国一律の方法によって判定) ◎介護給付 本人または家族等から申請→申請書受理→医師意見書依頼、障害認定調査実施(相談事業所委託契約)→調査結果を一次判定(コンピューター判定)→東みよし町支援区分審査会にかけ障害支援区分決定→相談支援事業所より相談支援計画提出→福祉サービス支給決定→通知→申請者がサービス提供事業所と契約し利用開始 ◎訓練給付 本人または家族等から申請→申請書受理→障害認定調査実施→相談支援事業所より相談支援計画提出→福祉サービス支給決定→通知→申請者がサービス提供事業所と契約し利用開始		
事務事業の成果 結果・実績はどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会と契約し、それぞれの事業所に対する請求支払いの事務がスムーズになり、統計処理も正確迅速にできる。</li> <li>・令和元年度審査会5回開催 対象者 30人</li> <li>・利用者人数 令和元年度 延べ3,503人</li> </ul>		
特記事項	障害のある人がサービスを受けるために必要な事務事業。支援区分は3年毎に見直しがある。県内市町村及び障害者福祉サービス事業所が国保連合会と委託契約済み。支援区分認定結果をコンピューターデータにて厚生労働省に報告(年1回)。		

## 3 事業費の推移と評価対象年度経費

	平成30年度	令和元年度(評価対象年度)	令和2年度(見込)	
事業費【(a)～(e)の合計】	346,286,314 <small>うち繰越分↓ 0</small>	349,302,129 <small>うち繰越分↓ 0</small>	347,000,000 <small>うち繰越分↓ 0</small>	
財源内訳	国庫支出金(a)	172,077,393 <small>うち繰越分↓</small>	175,704,000 <small>うち繰越分↓</small>	173,500,000 <small>うち繰越分↓</small>
	県支出金(b)	86,228,855 <small>うち繰越分↓</small>	87,056,623 <small>うち繰越分↓</small>	86,750,000 <small>うち繰越分↓</small>
	地方債(c)	<small>うち繰越分↓</small>	<small>うち繰越分↓</small>	<small>うち繰越分↓</small>
	その他(d)	<small>うち繰越分↓</small>	<small>うち繰越分↓</small>	<small>うち繰越分↓</small>
	うち受益者負担	<small>うち繰越分↓</small>	<small>うち繰越分↓</small>	<small>うち繰越分↓</small>
	一般財源(e)	87,980,066 <small>うち繰越分↓</small>	86,541,506 <small>うち繰越分↓</small>	86,750,000 <small>うち繰越分↓</small>
特定財源の名称・金額	障害者自立支援給付費負担金(国)177,451,000円のうち175,704,000円 障害者自立支援給付費負担金(県)87,637,527円のうち87,056,623円、これ以外は補装具給付事業。			
令和元年度 経費の内訳 事務事業に係る経費の詳細	予算科目(歳出区分) 会計 1 一般会計 款 3 民生費 項 1 社会福祉費 目 4 障害福祉費 給付費 348,226,496円(国1/2・県1/4) 審査会 541,190円(認定調査料 258,400円 審査員報酬 125,000円 医師意見書作成料 157,790円) 国保連合会手数料 534,443円(給付費 485,200円 共同処理事務 49,243円)			
備考	財源のうち国庫金は交付額を受入。実績報告後次年度で精算する。(給付費過年度精算金令和元年度分1,590,753円支払)			